

御浜町要綱第 2 2 号

御浜町地球温暖化対策委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 御浜町地球温暖化対策実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に定める地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、推進するため御浜町地球温暖化対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実行計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 実行計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、町長をもって充て、副委員長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、各課（室・局）の課長及び参事をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員)

第 6 条 委員は、計画の進捗状況を点検・把握し、計画推進を図るものとする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、生活環境課において処理する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。